

平成20年度版  
2級建築士試験 学科 過去問スーパー7  
【訂正】



上記書籍に以下の誤りがございました。深くお詫び申し上げます。

P.124 平成18年学科試験 問題編 建築法規 1  
(選択肢5の下線部が抜け落ちておりました。)

1

用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 耐火建築物の3階で、道路中心線から4 m以下の距離にある建築物の部分は、原則として、「延焼のおそれのある部分」に該当する。
2. 用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地は、「敷地」である。
3. 特殊建築物の屋根の過半の修繕は、「建築」に該当しない。
4. 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/2のものは、「地階」に該当する。
5. 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能を、「準防火性能」という。

お手数をおかけしますが、切り抜いて貼り付けるなどしてご使用下さい。